

介護保険だより

平成30年9月号

群馬県国民健康保険団体連合会

負担割合の確認について

平成30年8月1日から、現役並みの所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になりました。対象者についての詳細は、「介護保険だより7月号」に掲載していますので、ご確認ください。

平成30年9月請求分から負担割合が変更になる方がいらっしゃいますので「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せてご確認ください、誤りのないようご請求ください。

なお、割合相違があった場合、「12SA」と「ASSA」というエラーコードにて返戻になりますので、以下をご参照の上、再請求してください。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表									
事業所(保険者)番号		9970000000		平成30年9月審査分				平成30年9月日	
事業所(保険者)名		〇〇介護事業所						1頁 群馬県国民健康保険団体連合会	
保険者(事業所)番号 被保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 か付 知ウ	請	H30.8	51		21,142	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
990000 △△市	0000000001 か付 知ウ	請	H30.8	51		21,142	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

《エラーの原因》

・12SA

保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と請求明細書の給付率が異なっている場合に発生するエラーです。

・ASSA

「12SA」のエラーになった場合、国保連合会は保険者が登録している給付率に補正し、請求額を再計算します。再計算した金額が請求明細書の金額と異なる場合に発生するエラーです。

《対応方法》

保険者へ照会の上、給付率、請求額、利用者負担額を訂正し、再請求してください。

介護給付費の請求忘れ・請求もれにご注意ください

毎月、介護給付費の請求忘れや介護給付費の一部が請求されていない請求もれが発生しています。

介護給付費の請求期間は、伝送（インターネット）の場合、毎月1日から10日まで。電子媒体等の場合、土日・祝日を除く毎月1日から10日まで（10日が土日・祝日の場合はその前の平日が締切日）が請求期間となります。

なお、期間内に提出できなかった場合、請求は翌月以降となりますので、請求忘れや請求もれのないよう、十分ご注意ください。

今後の請求締切日は以下のとおりです。

サービス提供月	伝送請求締切日	電子媒体等請求締切日
30年 8月	9月10日（月）	9月10日（月）
30年 9月	10月10日（水）	10月10日（水）
30年10月	11月10日（土）	11月 9日（金）
30年11月	12月10日（月）	12月10日（月）
30年12月	1月10日（木）	1月10日（木）
30年 1月	2月10日（日）	2月 8日（金）
30年 2月	3月10日（日）	3月 8日（金）
30年 3月	4月10日（火）	4月10日（火）

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

